

平成 29 年 7 月 10 日改訂

平成 30 年 7 月 25 日改訂

平成 30 年 11 月 5 日改訂

## 中小企業経営強化税制に係る工業会からのお願い

### 1. 窓口担当者（証明書申請連絡者）について

中小企業経営強化税制の窓口担当者（証明書申請連絡者）と同一担当者にしていただきたい。費用の請求は月ごとに請求書をそれぞれ発行いたします。証明書の申請は各社証明書申請連絡者から行ってください。証明書・請求書は証明書申請連絡者に届きます。支払い部門に社内で転送してください。

担当者変更の際は、証明書申請連絡者変更届をご提出ください。今回、初めてご登録の際は証明書申請連絡者登録届をご提出ください。

### 2. 会員及び非会員（メーカーまたはディーラー）からの申請を受付けます。

本税制は、顧客（ユーザー）が利益を得るものではありませんが、申請は顧客（ユーザー）に任せず、例えば、顧客（ユーザー）から証明書発行費用を直接いただくか、または顧客（ユーザー）への販売見積りに、証明書発行費用を入れて、販売していただき、証明書の申請行為は、会員並びに非会員会社（メーカーまたはディーラー）から工業会にしていただきたい。

### 3. 登録にはエビデンスが必要です。

証明書申請の初回は、工業会で本税制の要件を満たしているかを審査いたします。

従いまして、申請書に記載された内容が確認できる仕様書もしくはカタログ（旧製品のものも含め）を添付してください。審査の効率化を考え、事前登録も受け付けます。事前登録されたもの、あるいは2回目以降の同じ商品の証明書を請求するときには、HPにある認定品登録簿を参考にその登録番号を記載してください。

### 4. 証明書の申請代表者について

社長もしくは部門長などこの証明行為に対し責任をとれる方といたします。

### 5. 申請手続きについて

申請手続き用紙（様式1, 2）は日医工HPからダウンロードしていただき、下記に記載した住所に郵送もしくは宅配でお届けください。ただし、**1品目、1施設毎、1封筒**でお願いします。

審査が終われば、証明の捺印をしたものを返送させていただきます。

※メール・FAXによる審査は行っておりませんので、必ず郵便等でご申請ください。

<申請先>

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-39-15 医科器械会館 5F

一般社団法人 日本医療機器工業会 中小企業経営強化税制証明書係

※封筒には**中小企業経営強化税制**と朱書きください。

6. 中小企業経営強化税制証明書のお問い合わせについて

お問い合わせ時間 9:00~17:00 (平日)

上記時間内にお問合せ下さい。

7. 中小企業経営強化税制証明書記入確認シートをご活用いただき、申請時に必ずご添付下さい。

日医工ホームページ

→ダウンロード→資料9 中小企業経営強化税制証明書記入確認シート